○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充 実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号)【持株告示】

「中央政府以外の公共部門向けエクスポージャーであっ

7 国際駧巻根庁(前手)こ掲げるようと余い。 こけけるこれ 融機関向けエクスポージャーとして扱われているもの

ポージャー、国際開発銀行(前号へに掲げるものを除く。)に対するエクスハー国際開発銀行(前号へに掲げるものを除く。)に対するエクス

という。) に対するエクスポージャー 法第四十七条第一項に規定する外国銀行 (以下「外国銀行」

ージャー 銀行持株会社及びこれに準ずる外国の会社に対するエクスポ

会社 る者及びこれに準ずる外国の者をいう。 諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行ってい う。) 第八条第三項に規定する子会社をいう。) のうちに第一種 和三十八年大蔵省令第五十九号。 を認められた第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第二十 金融商品取引業者を含み、 は銀行持株会社を除く。)であって、当該法人及び当該法人の子 に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人(銀行又 に準ずる外国の者をいう。 、条第一 第四十二条において金融機関向けエクスポージャー (財務諸表等の用語、 項に規定する第一 かつ、 種金融商品取引業を行う者及びこれ 以下同じ。) 様式及び作成方法に関する規則 当該法人が作成する連結財務 以下 及び経営管理会社 以下同じ。)に対するエ 一財務諸表等規則」 の取扱い (国内 とい

融機関向けエクスポージャーとして扱われているもの

ポージャー 国際開発銀行(前号へに掲げるものを除く。)に対するエクス

という。)に対するエクスポージャー、法第四十七条第一項に規定する外国銀行(以下「外国銀行」

銀行持株会社及びこれに準ずる外国の会社に対するエクスポ

ージャー

を認められた証券会社及び証券持株会社に対するエクスポージト 第四十二条において金融機関向けエクスポージャーの取扱い

ヤー

三十八~八十 (略)

三十八~八十

(略)

クスポージャー

の下限)(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

第十三条 (略

第十三条の下限)

略

(略)

2

2·3 (略)

4

手法 法採用行としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用 先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手 進的内部格付手法採用行は 直 いていた手法により算出した額を控除した額をいう。 額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用 手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した 八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付 じて得た額、 本の額」とは、 内部格付手法採用行が先進的内部格付手法の使用を開始する日の ることができる [前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあっては] 第一項 (第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測 (第二項において準用する場合を含む。) の「旧所要自己資 第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第 第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗 (第二十五条第四項において同じ。) 当該直前に用いて いた手法に代えて ただし、 当該先 先進 4

2·3 (略)

いていた手法により算出した額を控除した額をいう。 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資第一項(第二項において準用する場合にあっては先進的計測手法(第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法(第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法(第二項において第一項を準用する場合を含む。)の「旧所要自己資第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資

(略)

5

(基本的項目)

第十七条 (略)

2·3 (略)

4 海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げ

子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。る条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結

一非累積的永久優先出資であること。

二無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

5 (略)

(基本的項目)

第十七条 (略)

2 · 3 (略)

(新設)

3

- んに充当されるものであること。
 務を継続しながら当該銀行持株会社及びその子会社の損失の補て三、発行代り金が当該銀行に即時かつ無制限に利用可能であり、業
- とき。 | とき。 |
- 二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。
- う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする。大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過せする特約を付す場合において、ステップ・アップ金利等を上乗

(金融機関向けエクスポージャー)

• 二 (略)

(金融機関向けエクスポージャー)

第四十一条 金融機関(第一条第七号口に掲げる者を除く。次項にお 場合には、百パーセントとする。 ー・二 (略)

る場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内であ建てのエクスポージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、2 前項の規定にかかわらず、金融機関及び銀行持株会社に対する円

2

3 (略

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

営管理会社についても、同様とする。経の場でに従うものとする。経のようの適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経常の意味を表現していても、同様とする。

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十七条の二 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げるいずれかの額

を次の口の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げるするものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブ区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの

(略)

3

(証券会社向けエクスポー

ジャー)

同様とする。

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十七条の二 (略)

2 (略)

次の各号に掲げるいずれかの額

3

を次の口の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げるするものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブ区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて

欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下 原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下 「グロスのアドオン」とい

口 クレジット・デリバティブの掛目 (略

イ

う。)

略

注1) (略)

(注2) 2 1 優良債務者とは、 金融機関 (略) (第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、 次に掲げるものをいう。

行持株会社、

である主体をいう。 に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上 いる主体並びに適格格付機関により付与された格付 セントのリスク・ウェイトとすることが認められて 六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パー 種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第 銀行持株会社に準ずる外国の会社

(注3) 略

(略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十七条 に掲げるものとする。 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、 次の各号

~ 五. (略)

指定国の代表的な株価指数 (金融商品取引業者の市場リスク

> 欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン」とい 原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下

1 (略) う。)

口 クレジット・デリバティブの掛目

略

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、 次に掲げるものをいう。

1 (略)

2 証券会社及び証券持株会社のうち第六十三条又は第 銀行持株会社、 金融機関 (第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、 銀行持株会社に準ずる外国の会社

いう。 用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体を ク・ウェイトとすることが認められている主体並び 六十四条の基準に照らして二十パーセントのリス に適格格付機関により付与された格付に対応する信

(注3)

略

(略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十七条 に掲げるものとする。 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、 次の各号

一 <u>{</u> 五. (略)

指定国の代表的な株価指数 (証券会社の自己資本規制に関する

換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。) じ。)を構成する株式を発行する会社の株式等(株式及び株式に転 条第二十四号に掲げる指定国の代表的な株価指数をいう。以下同 準等を定める件 相当 額 取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基 (平成十九年○月○日金融庁告示第○○号) 第一

七 略

(ボラティリティ調整率の適用除外)

2 第七十九条 (略)

金融機関 (略)

(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、

銀

前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

いてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者 行持株会社、 銀行持株会社に準ずる外国の会社、 第四十二条にお

券金融会社、 政令第百八十一号)第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定 及び経営管理会社、 貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証

三 5 五 略

する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

六 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百三十二条の二 (略)

前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。) じ。)を構成する株式を発行する会社の株式等 (株式及び株式に転 内閣府令別表第六の指定国の代表的な株価指数をいう。 以下同

七 (略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十九条 (略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

(略)

令第百八十一号)

第一条第三号に基づき金融庁長官が指定する短 及び証券持株会社、 資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行 金融会社、 第四十二条においてリスク・ウェイトが規定されている証券会社 行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、日本郵政公社 金融機関 貸金業の規制等に関する法律施行令 (第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、 証券取引法第二条第三十二項に規定する証券 (昭和五十八年政 外国銀行、

三 5 五 (略)

六 証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百三十二条の二 (略)

前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

·二 (略)

一次のでは、でのでは、でのは、でのでは、でのでは、でのは、<

た格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与されはこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しく

付与されていること。 日までのいずれかの時点において、4―2以上の信用リスク区日までのいずれかの時点において、4―2以上の信用リスク区の 保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準 ロ 保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準

ハ (略)

四~九 (略)

(M)(ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるもの第百三十五条に定めるEAD及び第百三十六条に定めるマチュリティク・アセットの額は、次条に定めるPD、第百三十四条に定めるLGD、3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リス

·二 (略)

と。
と。
と。
と。
と。
と。
なれた格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であるこ今を含む。) の適用を受けていること又は適格格付機関により付けこれと類似の基準(証券会社の自己資本規制に関する内閣府はこれと類似の基準(証券会社の自己資本比率の基準若しくが一ゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しく

が割り当てられた内部格付が付与されていること。 日までのいずれかの時点において、4-2以上の信用リスク区日までのいずれかの時点において、4-2以上の信用リスク区で限る。)の格付については、第四十二条の規定に該当するものは限る。)の格付については、第四十二条の規定に該当するものは限る。)の格対については、第四十二条の規定に該当するものは限る。

ハ (略)

四~九 (略)

(M)(ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるもの第百三十五条に定めるEAD及び第百三十六条に定めるマチュリティク・アセットの額は、次条に定めるPD、第百三十四条に定めるLGD、3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リス

号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 り、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(Ko)は第三 とし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次の第一号に掲げ り算出される額とする。 ト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第二号に掲げる算式によ る算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォル (R) 及びマチュリティ調整 (b) は、それぞれ第四号及び第五号によ

·二 (略)

三 所要自己資本率

$$(K_o) = \left[LGD_g \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$
 $\times \left\{ 1 - 1.5 \times b \right\}^{-1} \times \left\{ 1 + (M - 2.5) \times b \right\}$

LGDg は、被保証債権若しくは原債権の債務者の LGD 又は保証人若 照らして適切と認められる数値 しくはプロテクション提供者の LGD のうち、当該取引の性質に

PDo は、被保証債権又は原債権の債務者の PD

EL は、PDoにLGDgを乗じた率

四 五 (略)

4

(略

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第百四十五条 略

2 • (略)

内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リス

り、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(Ko)は第三 とし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次の第一号に掲げ り算出される額とする。 号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 る算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォル (R) 及びマチュリティ調整 (b) は、それぞれ第四号及び第五号によ ト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第二号に掲げる算式によ

三 所要自己資本率

$$(K_o) = \left[LGD_g \times N \left\{ (1 - R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left(\frac{R}{1 - R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

LGDg は、被保証債権若しくは原債権の債務者の LGD 又は保証人若 しくはプロテクション提供者の LGD のうち、当該取引の性質に $\times \{1-1.5\times b\}^{-1} \times \{1+(M-2.5)\times b\}$

PDo は、被保証債権又は原債権の債務者の PD

照らして適切と認められる数値

EL は、PDoに LGDgを乗じた率。ただし、PDoが百パーセントの場 合は第百九十四条第六項に定める ELdefault とする。

四五五 (略)

4 (略)

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第百四十五条 (略)

2 • 3 (略)

4 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リス

スポージャー」と読み替えるものとする。

フ・アセットの額を算出することができる。この場合にて信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合にて信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合にてに用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合にないて、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないとの第二項の規定によることができない場合であって、当該エクスポク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及り・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及り・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及り・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及り・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及り・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及り・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及り・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及り・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及り・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及り・アセットの額を可能している。

一 (略)

れに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそ一 保有するエクスポージャーが金融商品取引法第百九十三条の二

三 (略)

5 · 6 (略

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

まっことができる。 第二百六十二条 第二百五十八条第一号に掲げる金利リスク・カテゴ 第二百六十二条 第二百五十八条第一号に掲げる金利リスク・カテゴ

> きは、 スポージャー」と読み替えるものとする。 おいて、「株式」及び て信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合に る限りにおいて、 び第二項の規定によることができない場合であって、当該エクスポ ク・アセットの額を直接に計算することができず、 -ジャー 当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしてい の裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないと 前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用し 「株式等エクスポージャー」とあるのは か ~ つ、 第一 「エ 項及 ク

(略)

準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれ一 保有するエクスポージャーが証券取引法第百九十三条の二第

三 (略)

5・6 (略)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 第二百五十八条第一号に掲げる金利リスク・カテゴ第二百六十二条 第二百五十八条第一号に掲げる金利リスク・カテゴ第二百六十二条 第二百五十八条第一号に掲げる金利リスク・カテゴ

略)

略

注1 略

(注2) 注1

略

「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の

発

(注2) 会社、 は5-3以上である債券等をいう。 付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又 ことが認められているもの並びに適格格付機関により に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとする 行した債券等のうち第四十一条又は第四十二条の基準 除く。)、銀行持株会社、 した債券等、 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行 第一 種金融商品取引業者及び経営管理会社の発 金融機関 (第一条第七号ロに掲げる者を 銀行持株会社に準ずる外国

うち第四十一条又は第四十二条の基準に照らして二十

証券会社及び証券持株会社の発行した債券等の

会社、

除く。)、銀行持株会社、

した債券等、

金融機関

(第一条第七号ロに掲げる者を 銀行持株会社に準ずる外国

2 (略)

(株式リスク・カテゴリー の個別リスク)

第一 一百六十七条 略

2

3 別リスクの額を算出しないことができる。 引についてのみ個別リスクの額を算出し、 う。以下同じ。) で裁定取引を行っている場合においては、一方の取 規定する商品取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをい 商品取引所法 所 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引 (金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び (昭和二十五年法律第二百三十九号) 他方の取引については個 第二条第一項に

2 (略)

ある債券等をいう。

に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上で ているもの並びに適格格付機関により付与された格付 パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められ

、株式リスク・カテゴリー

2

(略)

第二百六十七条

(略)

の個別リスク)

3 については個別リスクの額を算出しないことができる。 は、 似のものをいう。以下同じ。)で裁定取引を行っている場合において 条第六項に規定する金融先物取引所並びに海外におけるこれらと類 品取引所及び金融先物取引法 法 所 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取 (昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する商 (証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所、商品取引所 一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、 (昭和六十三年法律第七十七号) 他方の取引

附 則

附

則

に伴う所要自己資本の下限の特則)(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始

第九条 代えて、 先進的計測手法採用行になる銀行持株会社に関し、 行持株会社又は先進的内部格付手法採用行になる銀行持株会社のう ければならない。 セント)で除して得た額を連結自己資本比率の算式の分母に加えな 内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、 場合には、 表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る 表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同 る銀行持株会社は、 持株会社及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用行にな 開始の直前まで旧告示により連結自己資本比率を計算している銀行 法採用行になる銀行持株会社であって先進的内部格付手法の使用の 手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、 る銀行持株会社並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手 平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用行又は 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用行にな 当該上回る額を八パーセント 告示第十三条及び第二十五条の規定の適用を受けるもの ただし、 新告示第十三条及び第二十五条に代えて、 当該基礎的内部格付手法採用行になる銀 (海外営業拠点を有しない 先進的内部格付 これに 四 パ | 次の 第

に伴う所要自己資本の下限の特則)(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開

九条 ばならない。ただし、 には、 の適用を受けるものとする。 これに代えて、 株会社に関し、 平成二十年三月三十一日の後に先進的計測手法採用行になる銀行持 株会社又は先進的内部格付手法採用行になる銀行持株会社のうち、 ト)で除して得た額を連結自己資本比率の算式の分母に加えなけ 格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、 下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合 上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同 行持株会社は、 会社及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用行になる銀 の直前まで旧告示により連結自己資本比率を計算している銀行持株 用行になる銀行持株会社であって先進的内部格付手法の使用の る銀行持株会社、 当該上回る額を八パーセント 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用 新告示第十三条及び第二十五条に代えて、 先進的計測手法の使用の開始の日以降については、 新告示第十三条第 平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採 当該基礎的内部格付手法採用行になる銀行持 一項及び第 (海外営業拠点を有しない内部 一十五条第二 四 パ 次の 1 行にな セン 表の 表

(略)

(略)

2

2

略

とする。

(略)